

神行資第 619 号の 2
令和 6 年 10 月 23 日

神戸市監査委員 細川明子 様
同 大澤和士 様
同 福本富夫 様
同 菅野吉記 様

高羽財産区管理者
神戸市長 久元 喜造

財産区における財務事務等に関する住民監査請求の
監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 6 年 8 月 26 日付け神監 2 第 21 号にて勧告がありました標記の件について、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により下記のとおり必要な措置を講じましたので、同項の規定により通知します。

記

監査委員より勧告のあった高羽財産区管理会から団体 I への団体助成金の使途の確認に関して、令和 5 年度団体助成金の適正な執行状況の確認と報告を、高羽財産区管理会に求めていたが、令和 6 年 9 月 30 日付けで、団体 I の当該年度の決算資料（支出の部）及び証憑類の確認を行い、団体助成金を財源とする事業において適正に執行されていたことが確認できた旨の報告を受けた。よって、これを同年 10 月 8 日高羽財産区管理会事務所（高羽会館）に赴き、決算資料及び証憑類の突き合せ（領収書の確認含む）を行い、団体助成金を財源とすることが適切でない支出については除外するよう指摘し、これを修正したものを確認した。

また、令和 6 年度団体助成金についても、令和 5 年度同様の使途及び予算額で団体 I が使用予定であることを確認した旨の報告を受け、これも同年 10 月 8 日に同事務所にて確認した。

これにより、双方が①神戸市との一体性を損なっていないか、②管理上必要な限度での補助か、③住民に分配をしていないかの視点をもって確認しており、高羽財産区管理会から団体 I への団体助成金に係る収支予算及び事業内容等を確認する仕組みが構築できた。なお、市内の他の財産区管理会においても地域団体等への団体助成が行われていることから、その適正な執行状況を確認する仕組みの構築についても、引き続き検討を進めていく。